

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (4)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (4)

#### 第三章 国民の権利及び義務

##### ——「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明——

憲法第15条は、参政権に関する規定であり、「国民が政治に参加する権利を言い、具体的には議会議員の選挙権・被選挙権のほか、直接民主制の諸権利や請願権がこれに属する。日本国憲法は、主権在民を原理とし、政治のあり方を最終的に決めるのは国民であるとしています。そこで、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」(憲法15条1項)と規定しているが、すべての公務員を選定・罷免することは不可能であることから、国会議員及び地方公共団体の長と議員の選定権、最高裁判所裁判官の国民審査、地方公共団体の長と議員などの解職請求を認め、他の公務員は議会及び行政部によって選ばれることにしている。これは代表民主制から正当化されるが、代表民主制はややもするとその機能が鈍化し、国民各層の要求や希望が伝達されにくい弊害を生じやすいので、その弊害を除去する意味で、請願権(憲法第16条)が規定されています。公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障し、かつ、選挙における投票の秘密を保障しています(憲法第15条3項・4項)

#### 第十五条 【 公務員の選定及び罷免の権利、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障 】

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

#### 条文説明

憲法第15条の1項と2項は、主権在民(国民主権)について記載されたもので、公務員は国民全体のために働きなさい。ということです。

3項と4項は、選挙の原理について述べています。

#### (1) 語句の説明

- ① 「公務員」・・・国または公共団体の職務に従事する人。
- ② 「罷免」・・・職務をやめさせること。
- ③ 「固有」・・・はじめから持っていること。もともと持っていること。
- ④ 「全体の奉仕者」・・・国民全体の利益のために献身的に働く人。
- ⑤ 「普通選挙」・・・財産、納税額等の多少によって制限した選挙でなく、原則として国民すべてに選挙権を与えること。また、そういう選挙。
- ⑥ 「投票の秘密」・・・選挙で誰に投票したかを明らかにしないこと。

#### (2) 選挙の四原則

- 普通選挙 ⇒ 一定年齢以上の人はすべての人が選挙権を持つ。
- 秘密投票 ⇒ 無記名で投票すること。
- 平等選挙 ⇒ 一人が1票を持つこと。1票の価値が平等であること。
- 直接選挙 ⇒ 直接候補者に投票すること。

#### (3) 選挙権取得年齢の歴史

制定年	性別	年齢	税金
1889年	男子のみ	25歳以上	直接国税(15円以上)
1900年	男子のみ	25歳以上	直接国税(10円以上)
1919年	男子のみ	25歳以上	直接国税(3円以上)
1925年	男子のみ	25歳以上	—
1945年	男女	20歳以上	—
2015年 ※	男女	18歳以上	—

※公職選挙法「改正」 第9条1項「日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」

#### (4) 秘密選挙について

「秘密選挙」とは、無記名投票のこと。自分の投票が誰に投票したか判ってしまうと、強迫・買収・差別など、基本的な人権(参政権や自由権など)が侵害される危険性が高まります。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

このようなことから、日本国憲法は秘密選挙の原則を採用しています。  
その条文が、第15条4項です。

#### (5) 平等選挙について

平等選挙とは、一人が1票を持つだけでなく、1票の価値が平等でなければなりません。

一人が1票を投票することは分かると思いますが、一票の価値が平等というのは、例えば、図表のように、3選挙区あって、それぞれ選挙区1人選出の場合、「A選挙区：有権者100万人、B選挙区：有権者50万人、C選挙区：有権者25万人」とすると、本来であれば、1票の価値が平等であれば、A選挙区は有権者がC選挙区の4倍ですから、1票の価値を平等にするためには、C選挙区から1人選出するとすれば、A選挙区は4人、B選挙区は2人選出しなければ、1票の価値は平等にはなりません。

C選挙区は、1票の価値がA選挙区の4分の1ですから、1票の価値は0.25票となります。

これが1票の格差の問題ということで、「衆議院選挙や参議院選挙が終わると、よく一票の格差をめぐって裁判になる問題です。

#### (6) 直接選挙について

直接選挙方式は、直接候補者に投票することです。

間接選挙方式は、米国大統領選挙で採用されているのが代表例です（選挙人を選ぶ方法）。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.